

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 地方税(市民税・都民税 固定資産税・都市計画税等) における猶予制度

申請による換価の猶予

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、納税課にご相談ください。

○ 要件

次の要件全てに該当する必要があります。

- ① 地方税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 換価の猶予を受けようとする地方税以外に滞納がないこと。
- ④ 納付すべき地方税の納期限から6カ月以内に申請書が提出されていること。
- ⑤ 原則として、担保の提供があること。(担保が不要な場合があります。)

○ 猶予が認められると…

- 原則、1年間猶予が認められます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- 財産の差押えや換価が猶予されます。

西東京市納税課 直通 042-460-9832

〒188-8666 西東京市南町 5-6-13

徴収の猶予

- 新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、納税課にご相談ください。

○ 個別の事情

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース2）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

（ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

（注）申請に必要な書類等については、納税課にご相談ください。

○ 猶予が認められると…

- 原則、1年間猶予が認められます。（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）
- 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- 財産の差押えや換価が猶予されます。

西東京市納税課 直通 042-460-9832

〒188-8666 西東京市南町 5-6-13